

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①人口構造

2020年国勢調査において本市の人口は485,587人で、年少人口割合は13.4%、生産年齢人口割合は60.4%、高齢人口割合26.2%になり、産業の担い手である生産人口は1995年の72.3%をピークに減少し続けている。

②産業構造

兵庫県市町民計算によれば、市内総生産は2011年より2019年までは堅調に増加しているが、2020年はコロナウイルスの影響か2015年水準まで落ち込んでいる。また、神戸市や尼崎市と比較して市内総生産に占める製造業の割合は9.7%と低い一方、第3次産業の割合82.2%と高くなっている。

③中小企業者の実態

2022年に西宮市が実施した産業実態調査において、製造業のうち、小規模事業者でない事業者の約5割が、生産性の向上・効率化が経営上の課題であると回答している。また、生産人口の減少が続く中で、製造業に限らず、あらゆる業種で設備等への投資による生産性の向上は必要不可欠である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内の中小企業者の生産性向上を目指す。

- ・先端設備等導入計画の認定件数 15件／年

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

西宮市の産業は、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が西宮市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電関連設備は、地域の直接的な雇用、人材育成に寄与しないため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

西宮市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地していること。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は西宮市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

西宮市の産業は、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が西宮市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業所の取組みは新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月13日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組み等については先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 先端設備等導入計画の申請企業者の代表者及び役員、並びに業務に従事する者は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号。以下「暴排条例」という。）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこととする。

(4) 先端設備等導入計画の申請企業者は市税の滞納がないこととする。

(備考) 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。